

東弁21年人第354号
2010(平成22)年2月16日

府中刑務所
所長 有光秀晴 殿

東京弁護士会
会長 山岸 憲 司

人権侵害救済申立事件について(警告)

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

A氏(以下「申立人」という。)が、2006(平成18)年11月29日から同年12月6日までの間に、貴所に対し、十分な自力排尿ができないので尿を出して欲しいと3回申し出たにもかかわらず、貴所が申立人の申し出を長時間放置して申立人に対する迅速な導尿措置を怠った行為は、憲法13条及び当時の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律33条(現在の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律199条)に違反する重大な人権侵害行為に該当するので、今後二度とこのような人権侵害行為に及ぶことのないよう警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

- (1) 申立人は、2005(平成17)年10月6日、東京拘置所から貴所へ移監された。申立人は、移監以前から前立腺肥大症に罹患していたため、十分な自力排尿ができない状況であった(なお、東京拘置所では、自己導尿式カテーテルによる排尿が行われていた)。
- (2) 申立人は、移監日(10月6日)から同年12月8日までの間、排尿のため留置式カテーテルを使用していた。留置式カテーテル使用開始後、申立人は出血・うみ・痛みの症状を訴え、少なくとも1回は留置式カテ

ーテルを外すように相手方に求めた。その結果、同年12月8日、留置式カテーテルが抜かれ、自己導尿式カテーテルの使用が開始された。

- (3) 自己導尿式カテーテルの使用開始後、申立人は自力で排尿を行っていた。しかし、2006（平成18）年11月29日から同年12月6日までの間、次のとおり3回にわたり排尿が困難になり、貴所の看守に対し援助を求め、導尿措置が実施された。

平成18年11月29日午前中排尿できない旨の申し出に対し、同日午後1時30分ころ導尿措置を行い排尿した。

同月30日午後7時50分ころ排尿できない旨の申し出に対し、翌12月1日午後1時30分ころ導尿措置を行い排尿した。

12月5日深夜、排尿できない旨申し出に対し、翌6日午前4時40分ころ導尿措置を行い排尿した。

- (4) 排尿が困難になった前記期間中（平成18年11月29日から同年12月6日まで）、申立人の膀胱又は尿道は傷ついた状態であった。

2 人権侵害と判断した理由

- (1) 排尿のための適切な医療措置を速やかに受ける権利

ア 排尿できない状態に陥った場合、膀胱に尿が溜まることによる苦痛及び不快を感じるのみならず、泌尿器系に負担がかかるために身体への危険が増大し、障害が発生するおそれが生じる。そこで、そのような事態を防ぐために、自力排尿が困難な受刑者に対し、排尿のための適切な医療措置を速やかに受ける権利が保障されなければならない。

この権利は、日本国憲法13条の幸福追求権から導かれるものである。

イ 申立人は、前立腺肥大症により十分な自力排尿ができない状態であるから、申立人には、排尿のための適切な医療措置を速やかに受ける権利が保障されている。

- (2) 人権侵害性

貴所は、同年11月29日午前中に申し出を受けてから、同日午後1時30分ころに導尿措置を行って排尿させるまで、少なくとも1時間30分もの間、導尿措置を行わずに申立人を放置していた。また、同月30日午後7時50分ころに申立人の申し出を受けてから、翌12月1日午後1時30分ころまでの17時間40分もの間、導尿措置を行わずに申立人を放置していた。さらに、同年12月5日深夜に申し出を受けてから、翌6日午前4時40分まで、少なくとも4時間40分もの間、導尿措置を行わずに申立人を放置していた。

このように、申立人の3回にわたる排尿の申し出に対し、貴所はそれ

らを長時間放置し、迅速な導尿措置を施すことを怠った。

かかる貴所の対応は、申立人の有する、排尿のための適切な医療措置を速やかに受ける権利（日本国憲法 13 条）を侵害し、当時の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 33 条（現在の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 199 条）に違反するものであり、重大な人権侵害に該当する。とりわけ申立人の膀胱又は尿道が当時傷ついていたことを考えると、相手方の対応の人権侵害性は著しいと言わざるを得ない。

3 結論

以上の理由から、当会は貴所に対し、警告の趣旨記載のとおり警告する。

なお、申立人は、貴所が申立人の痛み・うみ・発熱の症状がある旨の訴えに迅速に対応してくれないということも当会に申し立てている。貴所においては、かかる申立て内容をも踏まえ、申立人の基本的人権に十分配慮した対応をされたい。

以上